

上富田町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画
策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8、介護保険法第 117 条及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条、「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においた令和 9 年～令和 11 年度を目標年度とする「上富田町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定することを目的とする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 上富田町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙 2「業務委託仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日
- (4) 見積限度額 令和 7 年度：2, 8 6 0, 0 0 0 円（税込）
令和 8 年度：3, 7 4 0, 0 0 0 円（税込）

3 プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締切 令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで
- (2) 質問の回答期限 令和 7 年 7 月 1 1 日（金）午後 5 時まで
- (3) 参加申込受付期間 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午後 5 時まで
- (4) 提案書受付期間 令和 7 年 7 月 3 0 日（水）午後 5 時まで
- (5) プレゼンテーション 令和 7 年 8 月 7 日（木）（予定）
- (6) 結果通知予定日 令和 7 年 8 月 1 3 日（水）（予定）

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

- (1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 和歌山県及び和歌山県内自治体において指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 和歌山県内で第 9 期介護保険事業計画の契約実績が 3 件以上あること。

5 質問の提出

- (1) 受付期間：令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 5 時まで
- (2) 質問方法：様式 2「質問書」に必要事項を記載の上、電子メール
(inamoto@town.kamitonda.lg.jp) により行うこと。また、メールを送信した際は、到達確認の電話連絡を行うこと。
- (3) 回 答：令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時までに、当町ホームページに掲載する。

6 参加申込の提出

- (1) 提出書類：様式 1「参加意思表明書」
- (2) 提出場所：〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町役場 長寿課（担当：稲本）
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。郵送する場合は事前に連絡すること。
- (4) 提出期限：令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時

7 提案書の提出

別紙 3「提案書等作成要領」に基づき、令和 7 年 7 月 30 日（水）午後 5 時までに提出すること。

8 業者選定について

- (1) 業者選定
別紙 3「提案書等作成要領」の提出書類（1）～（7）に対し、書類選考及びプレゼンテーションを実施し、内容を総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。
- (2) プレゼンテーション
プレゼンテーションの実施日は、令和 7 年 8 月 7 日（木）（予定）
※プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。

※時間や場所等の詳細は、提案書受付期間終了後、各参加者へ通知する。

(3) 審査方法及び評価基準

本提案の審査については、本町職員で構成する審査委員会が別紙4「評価要領」に基づいて審査を行い、優先交渉事業者を選定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、決定後速やかに全ての提出事業者に通知する。

(5) 協議

優先交渉事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行う。

(6) その他

審査結果に対する異議申し立てについては、受け付けないものとする。

9 その他の事項

(1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。

(2) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

(3) 参加意思表明書及び提案書は返却しない。

(4) 参加意思表明書及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

10 所管課

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地

上富田町役場 長寿課

電話/0739-33-7340 Fax/0739-47-4005

メール/ inamoto@town.kamitonda.lg.jp